

化学物質管理に関する各法の 施行状況等について

平成25年10月
経済産業省
化学物質管理課

経済産業省の化学物質管理関係法令

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)

これまで我が国で製造・輸入が行われたことがない新規物質に係る事前審査、すべての化学物質を対象としたリスク評価等を実施

○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)

事業所の化学物質排出量を公表するPRTR制度、GHSに準拠した安全性データシートを提供するSDS制度を実施

○化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(化兵法)

化学兵器の原料となる化学物質の製造・使用等を規制

○特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(オゾン法)

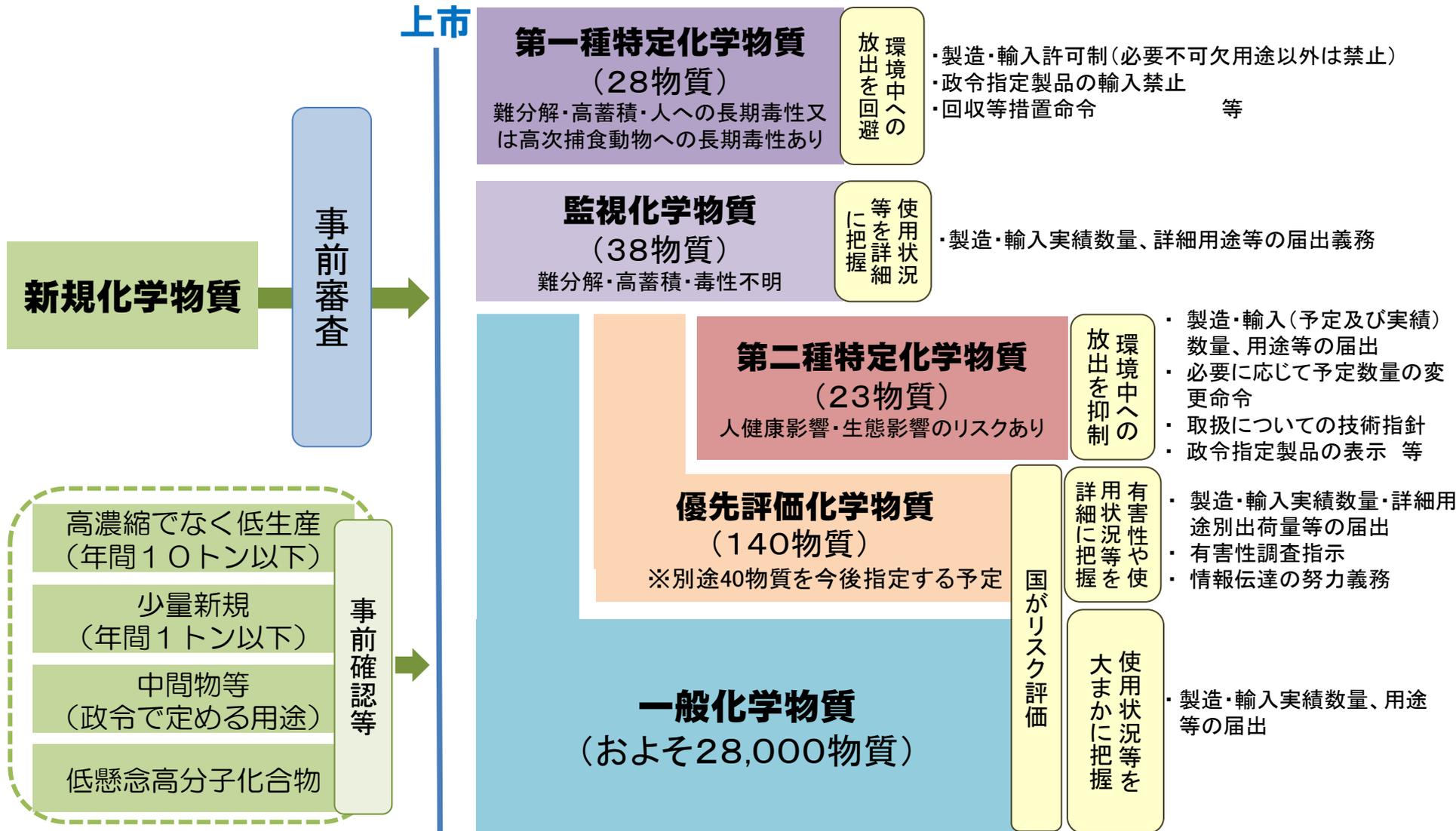
オゾン層を破壊する化学物質の製造・輸入を規制

○特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン法)

フロン類の製造・使用から回収・破壊までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策を実施

改正化審法の体系(23年4月1日～)

○上市前の事前審査及び上市後の継続的な管理により、化学物質による環境汚染を防止。



※物質数は平成25年9月時点のもの

化審法 第一種特定化学物質の新たな指定及びその具体的措置について

○ エンドスルファン及びヘキサブロモシクロドデカン(HBCD)の2物質については、難分解性かつ生物蓄積性に加えて長期毒性を有することが明らかとなったことから、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)に基づき国際的に製造・使用を原則禁止(廃絶)とすることが決定された(※)。

(※) エンドスルファンは平成23年の締約国会議、ヘキサブロモシクロドデカンは平成25年の締約国会議において決定された。

(※) 原則として国連事務局からの通報後1年以内に締約国は所要の措置を講ずることとされている。

○ これを受け、我が国においても、これらの物質を化審法の第一種特定化学物質に指定し、順次、以下の対策を講じていく。(10月4日の3省合同審議会で決定)

26年4月～(予定)

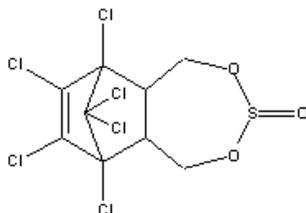
エンドスルファン及びHBCDの製造・輸入及び使用禁止

26年8月～(予定)

HBCDを使用した次の製品の輸入禁止

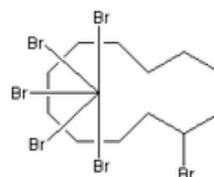
① 繊維用難燃処理薬剤、② 難燃性EPS用ビーズ、③ 防災生地及び防災カーテン

エンドスルファン



過去農薬として使用されていたが、現在は農薬取締法により農薬としての販売・使用は禁止されており、それ以外の用途にも製造・輸入はされていない。

ヘキサブロモシクロドデカン(HBCD)



HBCDは難燃剤として住宅用断熱材や防災カーテン等に用いられていたが、我が国では代替に向けた取り組みが着実に進みつつある。HBCDの国内での製造は既に終了。平成24年度の輸入量は約2,100トン。

規制改革実施計画(新規化学物質の審査制度の見直し)

◇本年6月14日(金)に閣議決定された規制改革実施計画において、化審法の化学物質審査制度の見直し(3件)が盛り込まれた。

◇今後、厚労省・環境省とともに具体策を検討する。

規制改革の項目(化審法関連3件)

事項名	規制改革の内容	実施時期
化学物質審査制度の見直し①(少量新規化学物質確認制度等の総量規制の見直し)	少量新規化学物質確認制度については、科学的考察を基に人の健康及び生態系に対する安全性を確保しながら、事業者の新規化学物質の製造・輸入に係る予見可能性を担保する仕組みとするため、低生産量新規化学物質に係る特例枠(10トン)との関係を考慮しつつ、一社単位で確認を行うことについて検討し、結論を得る。	平成25年度検討・結論
化学物質審査制度の見直し②(少量新規化学物質確認制度の受付頻度の見直し)	事業者が事業機会を逃すことなく競争力を高めることを可能とする観点から、事業者の実情を踏まえて、少量新規化学物質の確認の申出の受付頻度を増加させることについて検討し、結論を得る	平成25年度検討・結論
化学物質審査制度の見直し③(化学物質の用途等を考慮した審査制度の構築)	安全性と新規化学物質の開発に要する費用や期間の効率化との両立を図りつつ、化学物質の用途・曝露可能性等を考慮して人の健康及び生態系への影響を評価する新規化学物質の審査制度の在り方について、合理化の必要性が指摘されている個別の課題から検討を行い、結論を得る。	平成25年度検討・結論

新規化学物質の審査制度の合理化

- 規制改革実施計画などを踏まえ、新規化学物質の審査制度の合理化をできるところから積極的に推進。
- 本年9月には、一定の要件を満たした場合にはQSAR（定量的構造活性相関）の推計結果から新規化学物質の生物蓄積性を判定できる仕組みを導入。
- 環境汚染を確実に防止しつつ、産業活動の円滑化などの要請に応える制度となるよう、今後も合理化を進めていく。

新規化学物質の審査制度の合理化（既に実施済みのもの）

〔手順のスピードアップ〕

- 少量新規化学物質の確認数量について速報サービスを導入※電子による申出者のみ
- 低生産の確認通知送付までの手続期間を約1ヶ月短縮
- 通常新規の判定通知送付までの手続期間を2週間短縮

〔微量の副生新規化学物質についての取扱いの合理化〕

- 新規化学物質の届出に関する事業者向けマニュアルを改正し、実用的な製法で分離が困難であれば混合物として届け出ることが可能であることを明確化

〔QSARを活用した生物蓄積性判定の導入〕

- 生物蓄積性の類推等による判定の運用ルール案を作成・公表し、届出された新規化学物質について、構造が類似し生物蓄積性が低い既知の化学物質がある場合にはQSAR（定量的構造活性相関）の推計結果等から高蓄積性でないと判定できる仕組みなどを導入

化学物質の情報提供の一元化／厚生労働省との連携

【化審法と安衛法の既存化学物質情報の一元化】

化審法及び安衛法において、別々にデータベースを構築し情報を提供していたが、安衛法既存化学物質情報をCHRIPに収載し、化審法及び安衛法の既存化学物質情報を一元化した(平成25年3月26日に公表)。

※CHRIP(Chemical Risk Information Platform)

独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)が公開している化学物質管理に係る総合的な情報を提供するWebデータベース



一つのデータベースで化審法と安衛法の情報を調べることができる！！

【化学物質名称の作成方法の共通化】

化審法と安衛法の公示名称の作成方法について、厚生労働省及び独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)と共に検討し、共通化のルールを作成した(平成24年12月28日に公表)。今年度より共通化したルールにて名称付け作業を開始。

日EU産業政策対話 化学品WGの立ち上げ

化学品に関連する政策について、日EUの担当部局同士で率直な意見交換を行う場を持つべく、本年から日EU産業政策対話の下部組織として化学品WGを立ち上げた。第一回会合は7月5日にブリュッセルにおいて開催。化審法やREACHの運用等について意見交換を行うとともに、お互いの化学物質管理政策の最近のトピックスについても共有した。

本会合は今後も定期的に行うこととし、次回は概ね1年後を目処に開催することで合意。

(参考)第1回化学品WGの議題

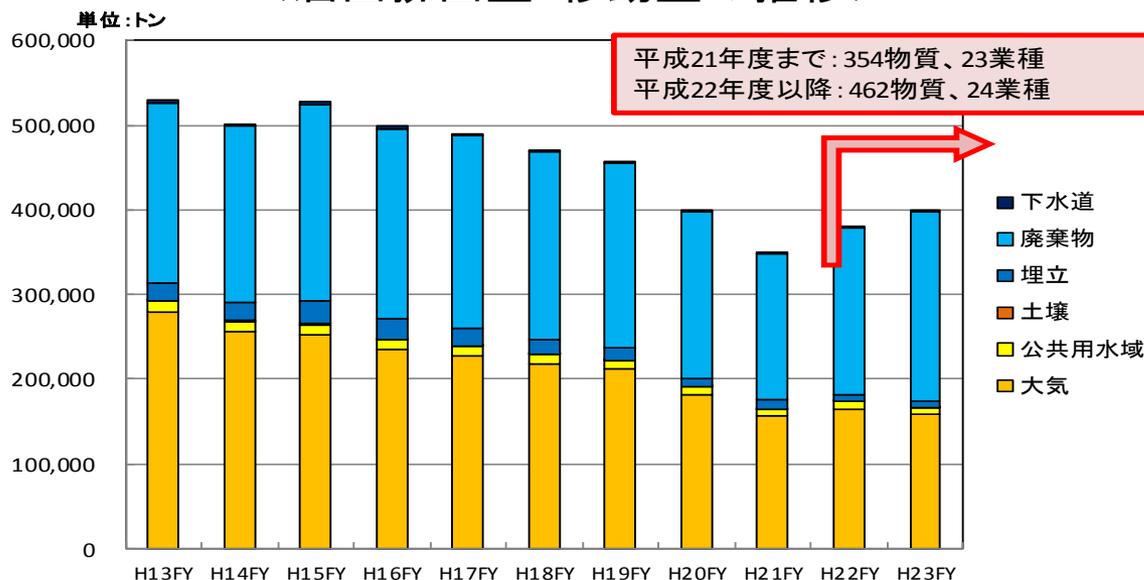
- REACH及び化審法の最近の動向について
- ナノ物質の安全性など新たな課題への対応について
- 第三国の化学物質管理政策の動向について

平成23年度PRTR届出排出量の概要

- 平成23年度に届出対象事業所(約4万)から届出された排出量・移動量は、399千トンで、排出量は前年度比4.0%の減少で、移動量は前年度比14%の増加。
- レスポンスブル・ケア活動をはじめ、企業の自主管理活動の進展等により、化管法対象物質の環境中への排出量は毎年着実に減少している。移動量の増加は鉄鋼連盟のマニュアル改訂に伴い、算出方法に変更があったため連盟加入の事業者からの届出量が増加したことが主な要因。
- 排出量の削減を大幅に実現した事業所について「化学物質の排出削減対策 取組事例集」をNITEホームページにて公開中。

(http://www.prtr.nite.go.jp/data/other_prtr2.html)

<届出排出量・移動量の推移>



化学兵器禁止法の施行状況

- 1997年に発効した「化学兵器禁止条約」の柱の一つである、化学兵器不拡散のための産業検証制度及びその国内実施法の「化学兵器禁止法」を執行。条約と法律の規定に基づき、化学物質を製造する事業所※の情報を国際機関(OPCW)に申告し、事業所が化学兵器に関わっていないことの検証を受けるため、同機関の検査を受入れ。関連物質の輸出入についても、審査・申告を実施。

※我が国は全世界の約1割の数(約450)の事業所を申告。中・米・印に次ぐ数である。

- 上記検査は、国際機関への申告情報が適正であることを検証するため、外国人検査官が実際に事業所を訪問して行われる。経済産業省本省・局、(独)製品評価技術基盤機構(NITE)が検査に立ち会い、その円滑な遂行に協力している。

OPCWに対する我が国の貢献

(平成25年10月11日(金)OPCWはノーベル平和賞を授与された)

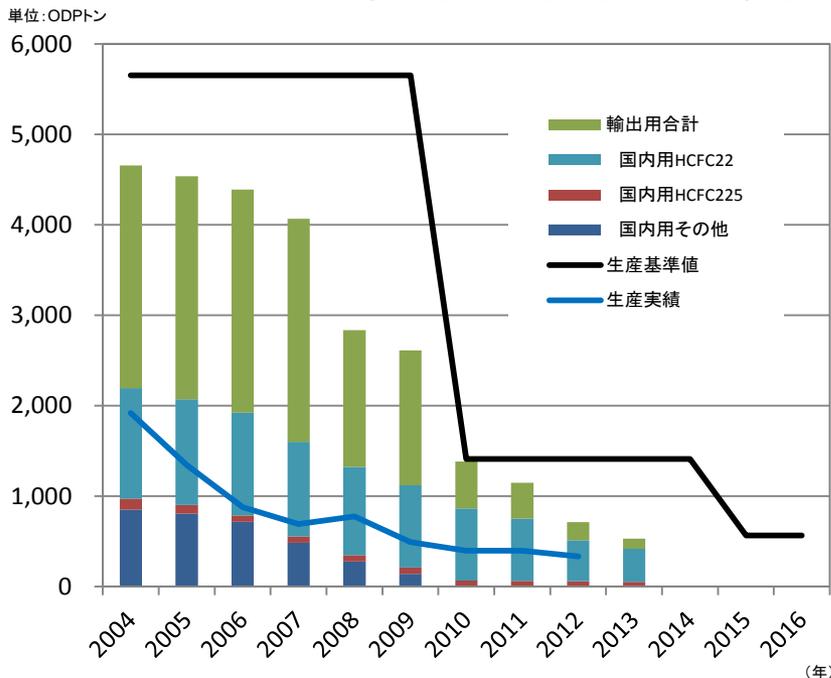
- 世界第2位の拠出金(約840万ユーロ(2013年))を提供。
- 当省から職員1名が出向中(事務局全体で日本人は5名)。
- 当省として、途上国の人材育成支援、化学物質のデータベース構築等の協力を実施。
- 特に化学物質管理制度の整備を進めるアジア諸国に対して、我が国の保安・管理制度等のノウハウを積極的に提供する。



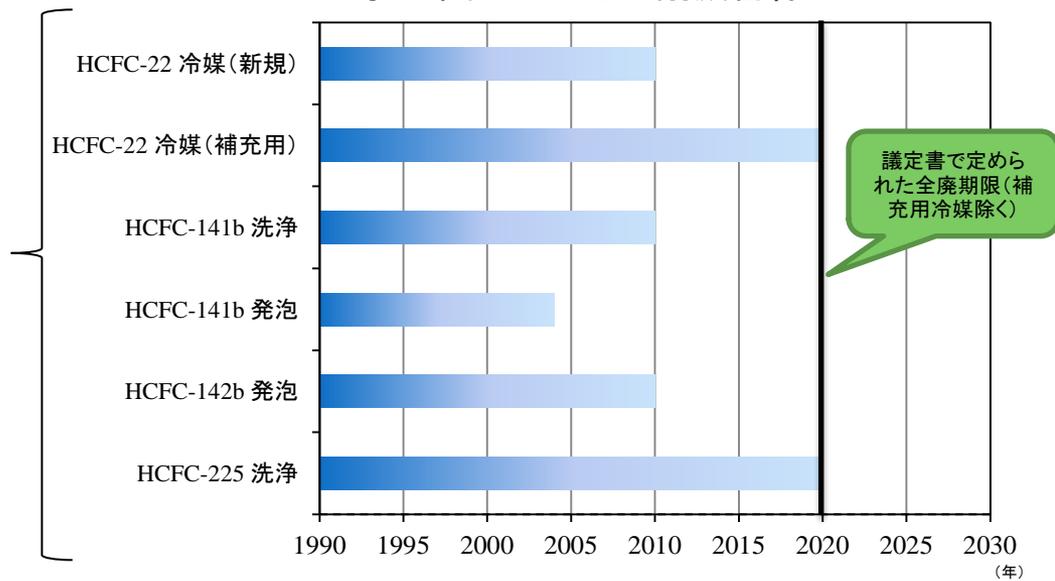
オゾン層保護法の施行状況

- クロロフルオロカーボン(CFC)やハイドロフルオロカーボン(HCFC)等のオゾン層破壊物質の段階的削減を実施するための国際的な枠組みであるモントリオール議定書を受け、国内担保法である「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(オゾン層保護法)」に基づき、これらオゾン層破壊物質の製造・輸入に係る規制を実施。
- HCFC以外のオゾン層破壊物質については、平成17年(2005年)までに生産及び消費ともに全廃。HCFCについても平成32年(2020年)に全廃の予定。

HCFCの生産基準及び生産許可量等の推移



我が国のHCFCの削減目標



出展:「今後のオゾン層保護対策の在り方について(中間報告)」(平成8年3月、化学品審議会オゾン層保護対策部会)

フロン回収・破壊法の施行状況

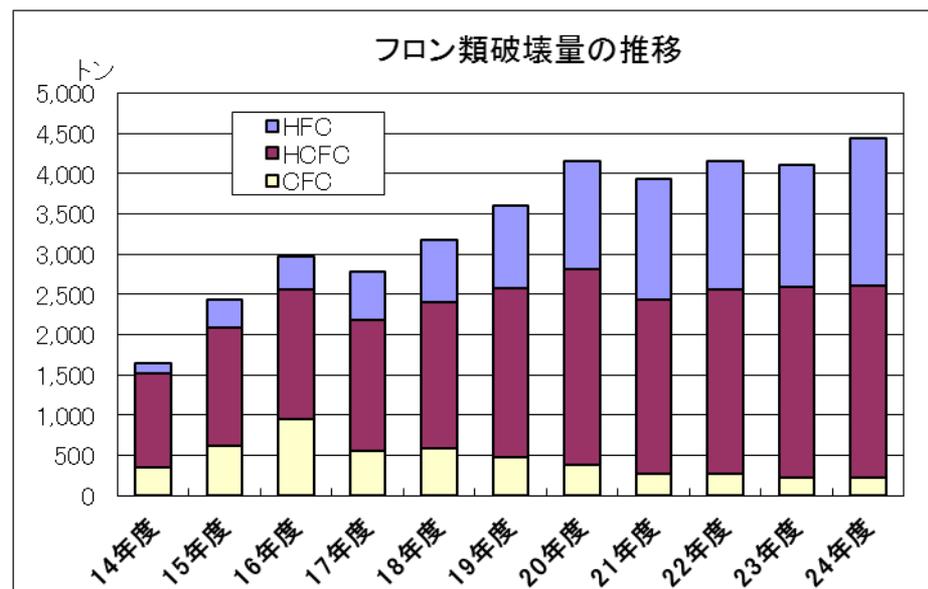
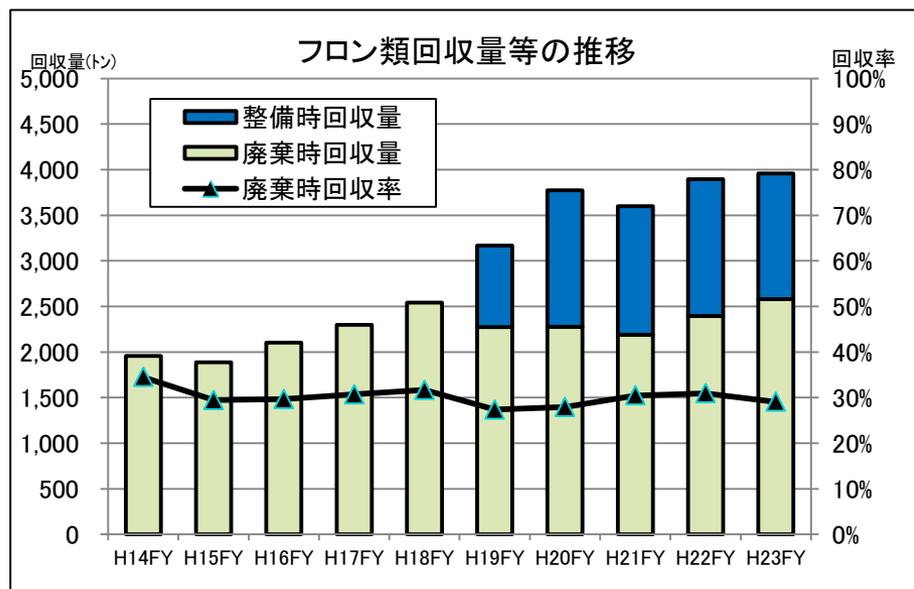
- 「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）」に基づき、フロン類の回収量及び破壊量について事業者からの報告を受け、毎年度集計結果を公表

○ フロン類回収量の推移

- 平成23年度のフロン類の回収量は約3,958トンであり、前年度と比較して約1.6%の増加。廃棄時回収率は約29%。（平成24年度分は11月頃公表予定）

○ フロン類破壊量の推移

- 平成24年度のフロン類の破壊量は約4,440トンであり、平成23年度と比較して約8%の増加。



出展：経済産業省
 注：第一種特定製品（エアコン、冷凍空調機器）からの回収量
 整備時回収は平成18年のフロン回収・破壊法改正後から報告義務化

出展：経済産業省
 注：第一種特定製品及び第二種特定製品（カーエアコン）から回収されたフロン類の破壊量